**2017年規則の抜粋**

**【概要】**

**居住と就学の適格性証明のための要求事項**

各リーグは、選手選抜の対象とする区域（バンダリー）の明確な地域的境界線を規定する。これらの境界線を、地図を用いて詳しく明示し、リトルリーグ公認の申請を行った日付も記入しなければならない。選手はそのバンダリー内に住むか、通学先の学校がそのバンダリー内に位置しており、リトルリーグ本部から承認された場合のみ、プレーする資格を有することになる。注：2016-2017シーズン前にレギュラーシーズンあるいはトーナメント用に「住居証明」または「学校在籍証明」により設定し適切な署名がある選手確認フォームを使用している場合、新しい選手確認フォームの作成は免除される。

Ⅰ．選手は以下の場合にそのリーグバンダリー内に居住しているものとみなされる。

1. 選手が、そのバンダリー内に両親と共に住んでいる。
2. 選手が、両親のうちいずれか、あるいは裁判所が指名した法定後見人とともに、そのバンダリー内に住んでいる。トーナメント試合への出場資格を得る目的で、親がそのリーグバンダリーに引っ越してくることは許されない。

“居住（Residence）”、“住む（Reside）”、“住んでいる（Residing）”という言葉は、正規の継続的居住地を指している。両親、片親、あるいは後見人が正規の住所変更を行わないかぎり、いったん確定した居住地の変更は認められない。

居住の確立、裏付けは、2016年2月1日（昨年）から2017年2月1日（今年）までの日付または有効期限のある親または保護者の氏名、番地、市区町村、州および郵便番号の完全な住所情報を含む下記3グループのそれぞれから1つ以上の文書を示すことで行われる。

グループ Ⅰ

1. 運転免許証
2. 学籍記録
3. 自動車関連書類
4. 雇用記録
5. 保険証書

グループ Ⅱ

1. 福祉/児童福祉記録
2. 連邦登録票
3. 州登録票
4. 地方自治体登録票（住民票）
5. 養育費支払記録
6. 自宅所有者記録または借家人記録
7. 軍歴記録

グループ Ⅲ有権者登録

1. 各種請求書（例：ガス、電気、水道、電話、携帯電話、ヒーティング、ゴミ収集）
2. 金融関連記録（ローン、クレジット、投資、その他）
3. 医療記録
4. インターネット通信、ケーブル通信、衛星放送関連書類

　　　注：例 ― 同一グループの３つの文書（各種請求書、ケーブル通信請求書、銀行取引明細書）は、１つの書類とみなされる。

証明として提出された書類は、連続して居住していることをリトルリーグ本部が適切に判断するために、習慣的な使用や消費を示すものでなければならない。

II. 選手は以下の場合にバンダリー内の学校に通っているものとみなされる。

1. リーグによって確立されたバンダリー内に存在する学校（クラス）に選手が通っている場合。注：自宅学習、インターネット学校、スポーツ教室、スポーツアカデミー、幼稚園、放課後に通う塾は対象とならない。

 “就学先”とは、当該選手が一年間を通して通学している学校が存在する物理的な位置（場所）を指す。いったんその“就学先”が認められれば、その後当該選手が転校するか退学するまでは変更されない。就学先は、該当学年について在籍していることを示す、2016年10月1日以前の発行日付のある下記書類のいずれかを提示することで認定される。
1. 2016年10月1日以前に発行された公式かつ公認の在学証明書類
2. 校長、教頭または管理者によって記入されたリトルリーグ発行の就学証明書類

選手登録時に、そのリーグバンダリー内に居住もしくは就学していることを裏付ける何らかの証拠を各リーグが要求することを推奨する。居住について虚偽の申告を行った場合、リトルリーグ野球またはソフトボールでプレーする資格を失う可能性があることを、選手、親あるいは後見人に伝える。子供がこれらの居住条件で不適格となった場合、いかなる事情があっても、部門を問わずそのリトルリーグでのプレーを認める適用除外を与える権限は誰にもない。

居住もしくは就学に関する異議の申し立てがなされた場合、親または後見人からの登録書を添えて、上記の３つの書類をリトルリーグ本部に提出しなければならない。リトルリーグ本部でその問題に対する裁定を行うが、これは最終的であり、拘束力がある。居住に関する書類では、問題となっている年の6月15日現在で、少なくともレギュラーシーズンの半分をリーグバンダリー内に居住していたことを例示しなければならない。

規定Ⅱ(d)による適用免除書類または規定Ⅳ(h)による適用免除書類を使用する場合は、親または後見人の以前の居住地もしくは以前の就学先が当該リーグのバンダリー内であることを証明する書類を添付しなければならない。以前の居住地あるいは以前の就学先を証明する書類は前項に記述されているものであること。

**【公認規定】**

**Ⅰ－リーグ (g)項**

(g) 各リーグのチーム、個人または個人グループは、リトルリーグ野球以外の大会、イベント、試合に参加する目的で、後援、管理、署名、宣伝、代金の支払い、その他いかなる方法であっても支援を行ってはならない。この規定に従わなかったリーグは、トーナメント参加資格、あるいはリーグ公認の剥奪を招く可能性がある。リトルリーグは他の野球大会、イベント、試合への参加を勧めないし、是認もしないが、他の野球大会への参加に関しての規定Ⅳ(a)項注2に関する条項、およびトーナメント規則とガイドラインに関する条項を条件として、公認のリトルリーグ、あるいはその中の個人またはグループが、リトルリーグ以外の大会でプレーすることを禁止しない。ただし、各リーグがユニホームを着用して開催したり、各リトルリーグの設備を提供したり、リトルリーグの代表として参加することはできない。

**Ⅱ－リーグの境界（バンダリー）**

(a) 各リーグは、選手の選抜が行われる区域の境界（バンダリー）を規定しなければならない。当該リーグバンダリー内に居住するあるいは就学する者のみが参加資格を有するものとする。本規定の解釈上、居住と就学とは “居住と就学の適格性の要求事項”に規定されたとおりとする。

注：リーグバンダリー内に居住していないあるいは就学していない選手は、国際リトルリーグの公認委員会により発行された適用除外許可を得ていなければならない。適用除外申請は、各リーグのレギュラーシーズン開始、あるいは6月1日のいずれか早い時期までに、リーグ会長から地区責任者を経由して公認委員会へ提出しなければならない。“居住と就学の適格性の要求事項”に従った書類を提出しなかった場合、公認委員会は選手、チームあるいはリーグ全体のレギュラーシーズンやトーナメントへの参加資格をはく奪する可能性がある、登録申請を行う際に、これらのバンダリーは詳細に説明され、地図に明示されなければならない。各リーグのバンダリーは、物理的な構造物（たとえば道路）や地理的な特性（たとえば河川）で区切らなければならない。境界線は特に記述がなければ、物理的な構造物や地理的な特性の中央にあるものとみなされる。バンダリーは他のリーグのバンダリーを侵食してはならない。バンダリーはインターミディエット（50-70）、ジュニアリーグ、シニアリーグにも適用される。